資料1

平成29年1月26日

2017年1月26日

新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会

# 新たな医療の在り方を踏まえた 看護師の役割と働き方

日本看護協会 会長 坂本すが



# 新たな医療の在り方と看護の役割

本検討会・中間取りまとめの「目指すべき基本哲学」と 「目指すべきビジョン」の方向性に賛同。 その人らしい生活を支援する看護師の役割はさらに重要に!

※日本看護協会は2025年に向けて、「看護の将来ビジョン〜いのち・暮らし・尊厳をまもり支える看護〜」を掲げ、活動の方向性を明確化。(2015年6月)

### 看護師の役割

- ■24時間を通じ、患者の最も身近にいる医療専門職として第一線で、 <u>状態の変化を即座に察知し、必要な医療・看護をタイムリーに提供</u>
- ■常に**予防的視点**に立ち、尊厳を持ってその人らしく生活できるよう **その人の生きる力を引き出しながら支援**
- ■チーム医療のキーパーソンとして、「医療」と「生活」の両方の視点を持って全体を見通し、状態の変化に合わせて、必要な時に必要なサービスが提供されるよう、医療・介護などのサービス全体を統合的にマネジメントして暮らしをまもる
- ■穏やかに死を迎えられるように支援

# 患者像の複雑化と求められる医療・看護

複雑な状況にある患者が急増する中では、 **集中的な入院医療と生活を支える在宅医療が必要** 

高齢化の治

■高齢者の割合

■1人暮らし高齢者数

■認知症高齢者数

■要介護認定者数

**23.0**% (2010) → **30.3**% (2025年推計)

**498**万人 (2010) → **701**万人 (2025年推計)

**462**万人 (2012) → 約**700**万人 (2025年推計)

373万人 (2010) → 604万人 (2025年推計)



【出典】内閣府「平成28年版高齢社会白書」、社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)2013(平成25)年2月」 厚生労働省「認知症施策推進総合戦略~認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて~(新オレンジプラン)」 「平成22年度 介護保険事業状況報告」、「第55回社会保障審議会介護保険部会 資料1」

### 【入院】短期間で**集中的に** 安全・安心な医療を提供



「時々入院、ほぼ在宅」

(朝日新聞2014年2月13日朝刊)

早期回復・重症化予防 生活機能の低下を最小限に 在宅療養に向けた支援 【在宅\*】予防・治療から看取りまでその人らしい生活を支援



状態の維持・悪化予防 変化や異常の早期発見 望む場所でその人らしい生活を支援

## 複雑な状況では個別性が高く、より総合的な看護が必要

病態を踏まえ、多様な情報を統合 本人がどう生きたいかを汲み取る



全人的に捉え、 "その人の価値"を重視した 看護を総合的に提供

#### <身体状況を把握>

意識レベルGCS13 血糖130、血圧138/72 軽度の右麻痺・嚥下困難 排便なし3日…等々

#### <精神面を把握>

見当識障害あり、不安 自宅退院を強く希望…等々 表参道次<mark>郎さん、78歳</mark> 脳梗塞・糖尿病で 緊急入院3日目

情報の統合

多職種連携によるチーム医療

#### <社会面を把握>

介護保険申請未 糖尿病の知識なし 1 人暮らし…等々

### 判断と対応

#### 病状に応じたタイムリーな看護

#重症化予防

#安全管理・せん妄発生リスクの対応

#誤嚥予防…等々

#### 退院後のその人らしい生活を支援する看護

#本人・家族の意志決定を支援

#ADLの回復・リハビリテーション

#脳梗塞・糖尿病管理について説明

#療養環境の調整…等々

個別性を踏まえた

複雑な状況にある患者が急増する中では、

すべての看護師に高い能力が求められる

## 在宅では病院以上に個別性が高く、総合的な看護が必要

病院より多様な生活状況に応じ、1人で判断・対応する

## 場面が多い在宅で活動できる看護師が数多く必要

### <身体状況を把握>

血糖128、血圧122/70 麻痺による影響・嚥下の状態 食事・水分摂取の状況…等々

#### <精神面を把握>

自宅での不安・気がかり 3ヵ月後、遠方での孫の 結婚式に出席したい…等々

# 表参道次郎さん 退院3日後

### <社会面を把握>

娘は明日、遠方の自宅に帰宅 食事・洗濯・掃除・買い物は ヘルパーが担当(薄味なのが…) 昨日が初回デイサービス (居心地は悪くなかった)…等々

### 主治医・ケアマネ・ヘルパー

理学療法士·薬剤師等との 多職種協働に加え、<u>民生委員</u> トンや近隣住民とも連携

個別性を踏まえた

### 情報の統合

判断と対応

#### 悪化予防・異状の早期発見

#糖尿病管理、#誤嚥予防 #転倒・転落予防 #インフルエンザ予防…等々

### 最期までその人らしい療養生活を支援する看護

#病気を抱え、どう生きたいかを汲む #本人の望みが実現するよう多職種・地域住民と協働 #状態の変化に応じた療養環境の調整…等々

複雑な状況にある人が急増する中では、

すべての看護師に高い能力が求められる

日本看護協会

# 患者像の複雑化に対応した基礎教育を

「単一疾患の患者への看護」を想定した基礎教育から 「複数の疾患・背景をもつ患者への看護」を見据えた教育へ

■現在の基礎教育では 1つずつ 学ぶ く老年看護学> く成人看護学> 嚥下障害 認知症 便秘 病態•要因 病態・要因 病態・要因 内部環境調節機能障害のある患者の看護 アセスメント アセスメント アセスメント 援助 援助 援助 脳・神経機能障害のある患者の看護 表参道次郎さん78歳

脳梗塞·糖尿病

右麻痺、嚥下障害

認知症・便秘

1人暮らし

運動機能障害のある患者の看護

感覚機能障害のある患者の看護

【参考】看護師国家試験出題基準

■複雑な状況にある表参道次郎さんに看護を提供するには、1つずつ学んだ内容 を<u>組み合わ</u>せ、

表参道次郎さんの価値を尊重しながら優先順位や方法を判断し、看護を提供する力が必要。

多様性・複雑性に対応した看護を創造するための教育 の強化が不可欠

<健康支援と社会保障制度>

介護保険制度

# 現在の基礎教育は2025年への対応に追いついてない

総教育時間を増加せずに科目を増やし続けたため、

# 最低限の看護を安全に提供するにも不十分な教育時間数





# 患者像の複雑化に対応した基礎教育の改革を

# 基礎教育を4年制にし、<u>すべての</u>看護師の能力を向上

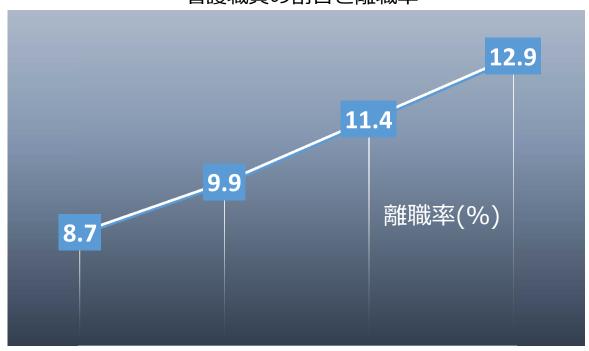
- ■患者像の複雑化に応じ、
  - ①複数疾患をもつ人の身体状況を的確に把握し、判断し、 対応できるよう**臨床推論力を養う教育を追加**
  - ②複雑な状況にある人を全人的に<u>捉え、判断し、対応する</u> 基礎となる力を養う統合教育(実習)を追加
- ■療養の場の変化に応じ、
  - ③在宅領域に関する教育を増加



# 夜勤回数が多いほど離職率が高い

# 月夜勤時間が「72時間超」の職員の割合が高いほど離職率が高い

月夜勤時間数が「72時間超」(三交代の場合月9回以上)の 看護職員の割合と離職率



10%未満(383病院) 10-30%未満(328病院) 30-50%未満(599病院) 50%以上(522病院)

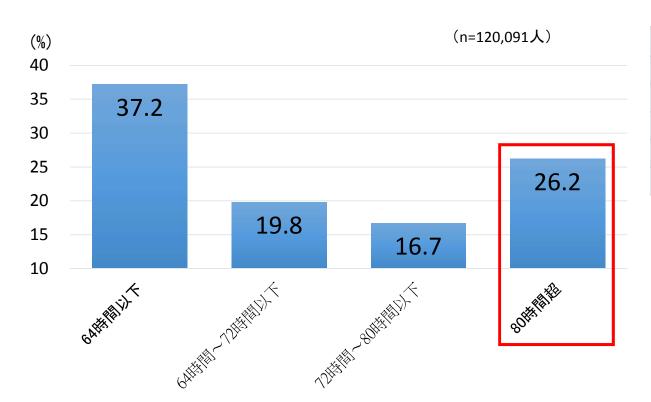
【出典】「2012年病院における看護職員需給状況調査」(日本看護協会)

※72時間:診療報酬における月平均夜勤時間数の基準

# 夜勤のできる看護職の勤務負担が増大

### 三交代の場合、**26%の看護職が月10回以上の夜勤** (1か月の勤務の半分が夜勤)

### 看護職の月夜勤時間数分布



ある一ヶ月の勤務イメージ

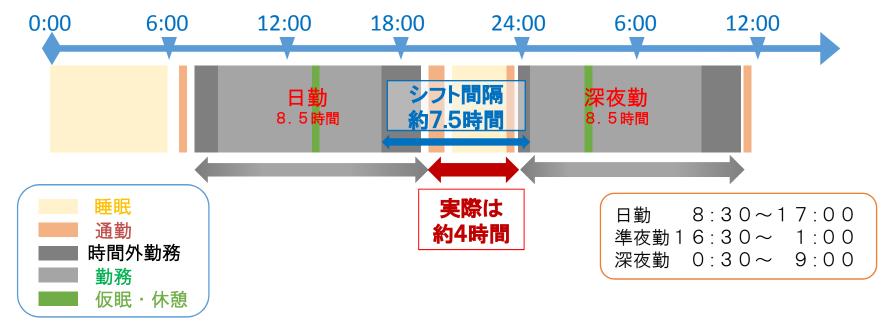
#### 日勤 夜勤

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

# 交代制勤務ではインターバルが短い

### 日勤の開始から翌朝の深夜勤務終了まで ほとんど休息なく働くという過酷な勤務実態

- ▶ 3交代勤務では、「日勤」の後に、次の「深夜勤」に入るシフトがよくある。
- 勤務間隔は7.5時間あるが、日勤後の2時間の時間外勤務や通勤時間を含めると次の出勤までの時間はわずか約4時間。



出典:日本看護協会「2008年 時間外勤務、夜勤・交代制勤務等緊急実態調査」

# 夜勤・交代制勤務改革が必要!

多様な働き方を可能とし **すべての看護職が持続して働き続けられる体制**にする

- 夜勤労働を行う看護職は所定労働時間を短縮する。
- ■具体的な**夜勤負担の軽減策**を設定する
  - ・勤務間インターバルの確保
  - ・夜勤回数の上限設定

#### 【参考 わが国と各国の労働時間規制】

	日本	オーストラリア	フランス
労働時間	<ul><li>● 1日8時間、週40時間が基本(小事業所は特例週44時間)。</li><li>● 変形労働時間制をとれば16時間以上の継続労働も可能。 (労働基準法)</li></ul>	<ul><li>● 週38時間。</li><li>● 1日の労働時間は、食事時間を除いて最大10時間。</li><li>(全国雇用基準)</li></ul>	● 日勤者は週労働35時間、 夜勤者は32.5時間。 (労働法典)